

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害・感染症リスク

(洪水：ハザードマップ)

筑後市とみやま市の市境に矢部川が流れているほか、市北部に倉目川、市中央部に山ノ井川、市南部に花宗川が流れており、大雨による浸水被害のリスクがある。市では国、県作成の浸水想定区域を基準としたハザードマップを作成している。市ハザードマップによると、市南部、西部で最大5.0m～10.0mの浸水想定区域が広がっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

筑後市は土砂災害警戒区域がなく、土砂災害ハザードマップは作成していない。

(地震：地震調査研究本部、J-SHIS)

福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書によると、水縄断層の想定では、今後30年の発生予測は0.0%であるが、発生した場合は最大震度6強が予測されている。その場合には、人的被害やライフライン施設等の被害も予測されている。

(その他)

近年では平成24年7月、令和元年8月に大雨によって床上浸水や床下浸水、道路陥没等の被害が発生している。また、例年台風により家屋や農作物も被害が発生している。

平成28年に発生した熊本地震では、前震で震度4、本震で震度5弱を観測し、住家の一部損壊等が発生している。

(感染症等)

平成21年に新型インフルエンザ、令和2年に新型コロナウイルス感染症など、感染症による災害が発生している。

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,130人 (独自データ ※令和元年.12月現在)
- ・小規模事業者数 2,016人 (独自データ ※令和元年.12月現在)

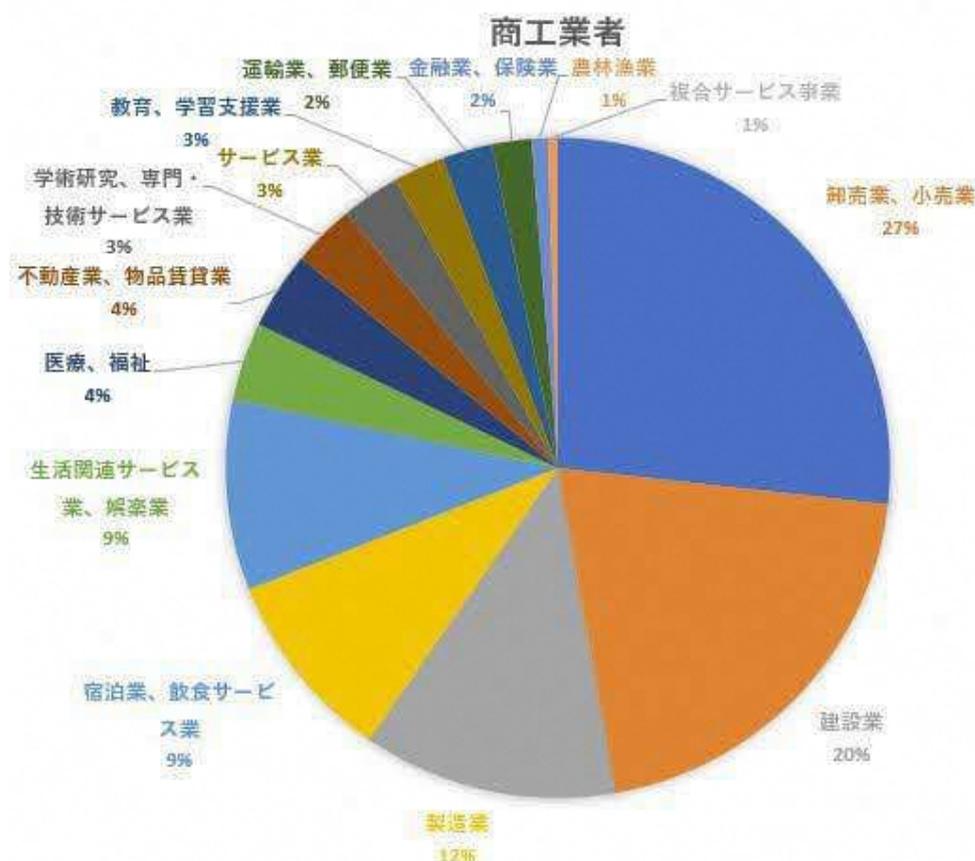
【内 訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	商工業者数に占める小規模事業者の割合
商工業者	卸小売業	570	561	98.4%
	建設業	436	427	97.9%
	製造業	264	255	96.6%
	宿泊・飲食業	200	194	97.0%
	その他の業種	660	579	87.7%
	合計	2,130	2,016	94.6%

現在、本市の商工業の中心は卸・小売業（27%）、建設業（20%）、製造業（12%）となっており、小規模事業者の割合について見ると、約95%を占めている。

また、産業別事業所数では、第1次産業（0.7%）、第2次産業（16.7%）、第3次産業（82.6%）となっている。（経済センサスより）

【本市の商工業者の業種構成】



(3) これまでの取組

1) 筑後市の取組

1. 筑後市防災計画（令和2年6月改訂）を策定し、計画に基づいて防災訓練を実施している。また、地域の防災体制を支援するため、防災備品の購入補助や、防災訓練の支援を行っているほか、発災時に備え、食料等の防災備品の備蓄を進めている。
2. 新型インフルエンザ業務継続計画（平成25年7月策定）や新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年4月策定）を策定し、感染症対策備品の常時備蓄を行っている。

2) 当所の取組

1. 災害に関する取組

①事業所BCPに関する国、県の施策の周知

BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。

②当所役員議員向け事業所BCP策定セミナーの開催

BCP策定支援実績豊富な専門家を講師に招き、当所の役員議員向けにBCPの必要性や

基礎知識をテーマに研修会を開催。令和2年1月17日に開催し、26名の参加があった。

- ③損害保険（ビジネス総合保険）への加入促進
災害時に備える商工会議所会員向け保険制度「ビジネス総合保険」への加入促進に取り組んでいる。
- ④商工会議所会館防災訓練の実施
「災害発生時対応マニュアル」の所内自衛消防隊編成の見直しを行うとともに、火災や地震発生時の人命保護と災害拡大の防止に向けた対応が図れるよう、防災訓練を年1回実施している。
- ⑤筑後市防災会議への参画
市が主催する防災会議の委員として参画し、定期的な会議に出席するとともに防災訓練や講演会に出席している。

2. 感染症に対する取組

- ①緊急アンケートの実施等による地域企業への影響調査の実施
- ②地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口の設置や緊急相談会の開催
- ③筑後七国地域の当所を含む4商工会議所・5商工会と緊急時相互支援協定を締結
- ④感染症の拡大を防止するための、イベントの中止や延期
- ⑤日本商工会議所や福岡県、筑後市と連携した感染拡大防止に向けた情報の提供

II 課題

1. 現状では、筑後市と当所が連携して取り組む具体的な体制や計画等が整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している。
2. BCPに関する情報提供・周知が不十分
当所では、巡回・窓口相談やホームページ・会報誌等を通じBCPを周知してきたが、事業者には災害リスクやBCPの本当の重要性が伝わっていないと思われる。そのため、BCPの策定支援までつながっていない。
3. 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

1. 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
2. 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
3. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

筑後市防災計画や平成26年に策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」に加え、今般策定する事業継続力強化支援計画に基づき、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識して頂き、事業継続計画へ向けた取り組みを推進する為、専門家を招きセミナーの開催を行う。
- ・巡回経営指導時に、保険代理店と連携して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当所自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年3月までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社とBCP関連のセミナーの開催、BCP策定支援、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・商工業者にBCPの重要性を継続的に訴求するため、当所・当市のホームページや市報・会報誌等を活用した啓蒙を行う。

4) フォローアップ

- ・巡回やアンケートによる小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・(仮称)筑後市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 7.5 の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、筑後市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・震度 4 以上の地震、台風 960hp 以上、短時間大雨 50mm 以上の場合など気象庁等公的機関が発令する警報や職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、各種警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・本計画により、以下の間隔で被害状況を情報共有する。

災害発生当日	～1 日	1 日に 2 回共有する
災害発生後	2～3 日	1 日に 1 回共有する
災害発生後	4 日以降	災害状況に応じて随時情報共有

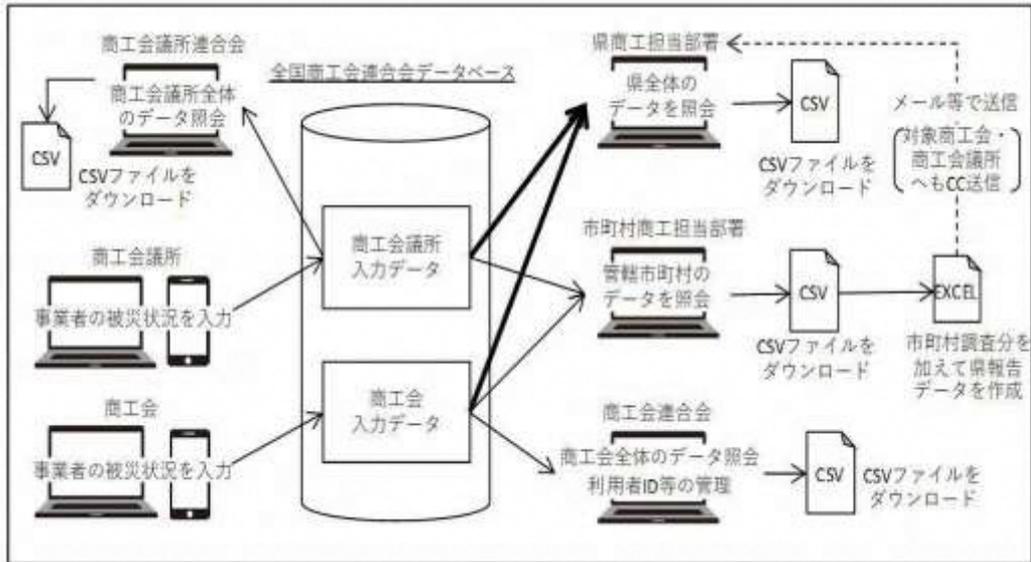
- ・当市で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市は「商工会災害対応システム」に入力する内容を予め「調査シート」として紙ベースで作成し聴き取り内容の確認を行う。
- ・当所と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当所又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、筑後市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・「商工会災害対応システム」が利用できない場合は、当所が調査シートを集約後、紙ベース等で筑後市商工観光課へ持参又は連絡のつく手段で報告し情報共有を行う。
- ・報告時間について、当所は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00

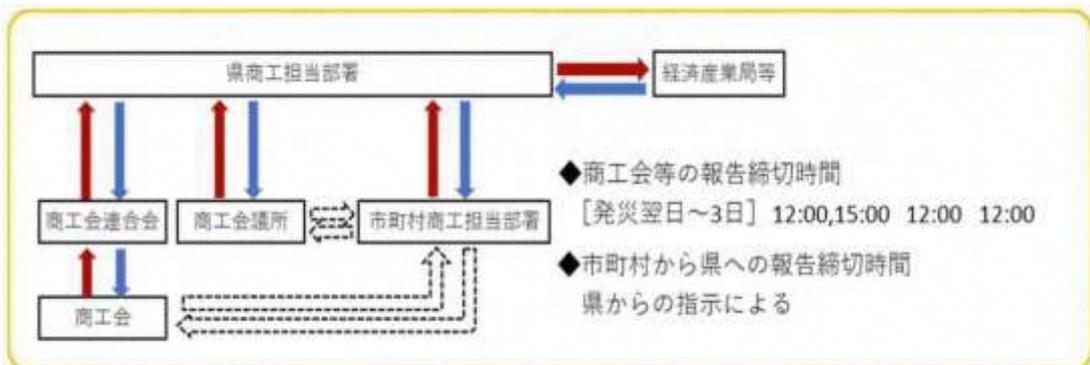
とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- 以下の流れで情報共有または報告を行う。



- また、当所は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する

様式I
福岡県中小企業振興課経営支援課 ○○・○○町【電子メールにて送付：(メールアドレス: keizishin@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入欄	被害箇所			被害状況			区分 (福岡県庁ホームページ参照)
	所在地	商団体の種別は 商団名称	事業所名	業種	被害額	被害内容(被害の種類、発生、発生時刻、被害の程度など、おこなわれた対応や今後の対応について記入してください)	
記入欄	○○○○○町○○○	—	商○○製材所	製造業	約1.0万円	工場内が浸水。製盤機などが利用できない状況。	被害一級(被害額100万円以上) 被害二級(被害額10万円以上100万円未満) 被害三級(被害額1万円以上10万円未満) 被害四級(被害額1万円未満)
	△△△町△△△	△△商工街	△△酒店	酒販売業	約1.4.0万円	店舗前の電柱が倒壊に向けて傾倒。店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前記までに記載されていない箇所は再調査の上、被害情報を追加していただきます。 ※前記が認められない場合はご記入してご報告ください。
 ※既に被害を受けている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の補正や追加が判明した場合は、速やかに御報告をお願いします。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口は、国、県、市の依頼を受け筑後商工会議所の建物内で特別相談窓口を設置する。ただし、災害の規模に応じ相談に来ることができない場合を踏まえ、法定経営指導員等による巡回対応や移動相談ができるよう小規模事業者等の実情に合わせた場所に設置する。
- ・どの程度の災害状況であるか、地区内小規模事業者等の被害状況を法定経営指導員等の巡回や電話聴き取り、SNSの投稿情報、地区内に配置している商工振興委員等の情報をもとに被害の詳細確認を行う。
- ・初動対応として有効な国・県・市の施策情報について、小規模事業者等に寄り添いながら周知を徹底する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・被害状況の確認を終え、国や県の災害に関する法律の適用や方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し徹底した支援を行う。
- ・災害の規模が大きく、当地区のみの職員等で対応が困難な場合は、他地域からの応援派遣等を福岡県等に相談する。

＜6. 流行感染症等への対応＞

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。

当所が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。

- ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
- ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
- ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
- ④ 職場における集団感染の予防策
- ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

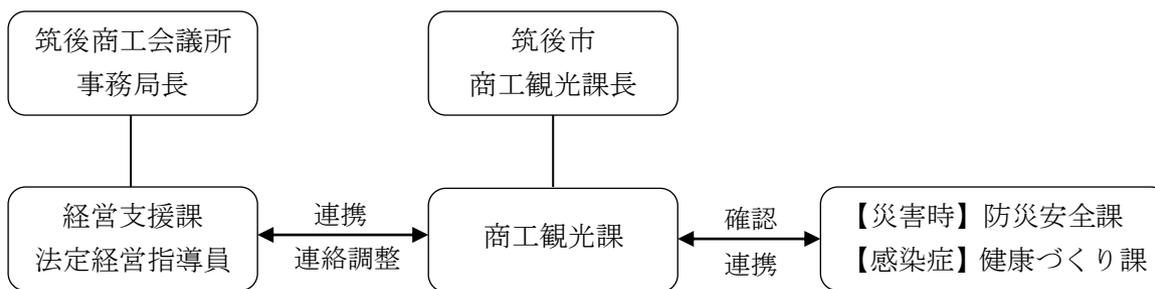
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制(商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先(連絡先は後述(3)①参照)

経営指導員 大石 眞紀子、國武 進一郎、一ノ瀬 智大、光延 宇史

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

〒833-0041 福岡県筑後市大字和泉118番地1

筑後商工会議所

TEL: 0942-52-3121 FAX: 0942-53-6508

E-mail: info@chikugo.or.jp

②関係市町村

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地

筑後市役所 商工観光課

TEL: 0942-65-7024 FAX: 0942-53-4234

E-mail: kankou@city.chikugo.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	900	900	900	900	900
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	200	200	200	200	200
広報物制作費	400	400	400	400	400
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
■福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F TEL:092-622-8071 ■東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 TEL:03-3212-6211
連携して実施する事業の内容
①専門家セミナーの開催 小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識してもらい、事業継続計画へ向けた取り組みを推進するとともに、計画の策定支援を行う。 ②自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の周知 経営指導時に、連携して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について周知する。
連携して事業を実施する者の役割
■福岡県火災共済協同組合 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・リスク診断への協力 ・会議、セミナー、相談会での商品説明 ■東京海上日動火災保険株式会社 ・各種セミナーの開催（BCP作成方法、リスクファイナンスの考え方、災害保険説明等） ・BCP計画の雛形等の提供 以上により小規模事業者等が会議やセミナー・相談会において、専門家のアドバイスを受ける事によって事業継続力強化計画へのより深い認識と実効性を高めていく
連携体制図等